

成田市総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成田市が発注する建設工事に係る地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、入札価格及び価格以外の要素（入札参加者が提示する技術提案または簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）、企業の施工能力、及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力、地域精通度・地域貢献度等）を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

2 対象工事を決定するときは、成田市工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査を経るものとする。

(落札基準の設定)

第3条 工事担当課長または入札担当課長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該建設工事に關し、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準及びその他の基準（以下「落札基準」という。）を設定し、第2条第2項の審査会に諮るものとし、市長がこれを決定するものとする。

2 前項の落札基準の設定は、次の各号に掲げる評価項目について設定するものとする。

(1) 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事については、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度等を評価項目とし、入札担当課長が設定する。

(2) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事については、前号に掲げる事項に加えて、工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項その他の簡易な施工計画を評価項目とし、工事担当課長が設定する。

(3) 技術的な工夫の余地が大きい一般的な建設工事については、(1)に掲げる事項に加えて、工事目的物の品質、性能、強度、耐久性、環境改善への寄与、維持管理の容易さ、特別な安全対策、ライフサイクルコスト、

景観との調和の技術提案を評価項目とし、工事担当課長が設定する。

- 3 落札基準の設定にあたっては、前項に規定する評価項目に応じて、当該分野ごとに、工事の種類、規模、履行内容等発注する建設工事の特性に応じて、落札基準及びその配点を設定するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第4条 入札担当課長は政令第167条の10の2第4項の規定により、落札基準について、学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

- 2 入札担当課長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

(入札公告に掲げる事項)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、成田市財務規則（昭和44年規則第13号）第90条に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 価格以外の要素として技術力等を評価する項目（以下「評価項目」という。）及び評価項目の内容
 - (2) 評価項目ごとの評価基準及び欠格事項
 - (3) 落札者の決定方法
 - (4) 総合評価の方法
 - (5) 入札参加者に提出を求める技術資料（以下「技術資料」という。）の内容、提出方法及び提出期間
 - (6) 提出された技術資料の内容について、市長が必要であると認めるときは、配置予定技術者等に対し聴き取りを行う旨
 - (7) その他総合評価一般競争入札を行うために市長が必要であると認める事項
- 2 総合評価一般競争入札に参加しようとする者に、第6条第1項(1)に掲げる技術提案等に係る資料の提出を求める場合、前項に加え、次に掲げる事項についても公告しなければならない。
 - (1) 技術資料に記載された技術提案等の内容により契約の履行を求める旨
 - (2) 技術資料に記載された技術提案等が履行できなかった場合等の措置
 - (3) その他技術提案等に係る資料の提出を求めるために市長が必要であると

認める事項

(技術資料の提出)

第6条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、発注する建設工事ごとに、次の各号に掲げる技術資料のうち市長が指定する当該各号に定める事項を記載した資料を市長に提出するものとする。

(1) 技術提案等に係る技術資料

- ア ライフサイクルコスト、使用材料等の耐久性その他の総合的なコストの縮減に関する技術提案に係る事項
- イ 品質管理の方法、景観、機械設備等の処理能力その他の工事目的物の性能等の向上に関する技術提案に係る事項
- ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策その他の社会的要請への対応に関する技術提案に係る事項
- エ 工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項その他の簡易な施工計画に係る事項
- オ その他必要な技術提案等に係る事項

(2) 企業の施工能力に係る技術資料 同種・同規模の工事の施工実績、ISO9001若しくはISO14001の取得の有無その他の企業の施工能力に係る事項

(3) 配置予定技術者の能力に係る技術資料 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験その他の配置予定技術者の能力に係る事項

(4) 地域精通度・地域貢献度に係る技術資料 災害活動・災害協定締結の実績等、市内業者からの材料調達の実績、市内業者の下請け実績その他の地域精通度・地域貢献度に係る事項

(5) 安全衛生・社会福祉に係る技術資料 ボランティア活動の実績、障がい者等の雇用状況その他の安全衛生・社会福祉に係る事項

(6) その他の技術資料 その他評価項目について審査及び評価するために市長が必要があると認める事項

2 前項の技術資料の提出については、当該技術資料を作成し、第5条に定める提出方法等により提出するものとする。

3 市長は、技術資料の提出期限後においては、提出された技術資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。ただし、提出された技術資料の内容について、配置予定技術者等に対し聴き取りを行ったときは、この限りでない。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価一般競争入札における価格及び価格以外の要素の評価は、次

の各号に掲げるいずれかの方式による落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとし、これらの方式の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加算方式 技術資料の内容に応じて与えられる得点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）を加える方式をいう。
 - (2) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。
- 2 技術評価点は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。
- (1) 加算方式 入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる加算点とする。
 - (2) 除算方式 標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる加算点を加える。
- 3 加算点は、個々の評価項目において技術力等に応じて与えられる得点（以下「評価点」という。）の合計を、別途落札基準において定める方法により換算した得点である。
- 4 価格評価点は、別途落札基準において定める方法により算出するものとする。

（技術資料の審査及び評価）

- 第8条 入札者に第6条第1項（1）に掲げる技術提案等に係る資料の提出を求めた場合、入札担当課長は、入札者から提出された技術資料のうち、第6条第1項（1）技術提案等に係る資料を工事担当課長へ送付する。
- 2 工事担当課長は、入札担当課長から送付された技術提案等に係る資料を入札公告で示された落札基準に基づき評価し、入札担当課長へ提出する。
- 3 工事担当課長は、入札者の技術提案等を評価する場合には、入札者に対し、提出された技術提案等に係る資料について、聴き取りを実施することができる。
- 4 入札担当課長は、入札者から提出された技術資料のうち、第6条第1項（2）から（6）に係る事項について評価する。この場合、必要に応じて工事担当課長に照会するものとする。

（落札予定者の決定）

- 第9条 市長は、入札参加資格を満たし、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者として決定するものとする。
- (1) 申込みに係る価格が予定価格を超えていないこと。
 - (2) 除算方式により評価値を求める場合にあっては、当該評価値が標準点を

予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

- (3) 申込みに係る価格が成田市財務規則第96条の3第1項に規定する一般競争入札に係る調査基準価格に満たないときは、成田市低入札価格調査制度実施要綱に基づく調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことが確認されたこと。
- 2 市長は、評価値の最も高い者が2人以上ある場合においては、当該者にくじを引かせて落札予定者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第10条 落札予定者を落札者として決定するときは、審査会の審査を経るものとする。ただし、低入札価格調査を実施しない場合、この限りではない。

(技術提案等が履行できなかつた場合等の措置)

- 第11条 市長は、落札者が提示した技術提案等を履行することができなかつたときは、工事目的物の瑕疵の修補、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことができる。
- 2 市長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。
- 3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。
- 4 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容に係る設計変更等は原則行わないものとする。
- 5 市長は、総合評価一般競争入札による契約の契約書には、前4項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

(技術資料の取扱)

- 第12条 市長は、技術資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。
- 2 市長は、入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。
- 3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。

(入札結果の公表)

第13条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称

- (2) 工事の場所
- (3) 総合評価一般競争入札の方法によった旨
- (4) 評価項目、配点及び評価基準
- (5) 入札参加者の入札金額、価格評価点、技術評価点及び評価の理由並びに評価値
- (6) 総合評価一般競争入札の結果
- (7) 請負金額
- (8) 予定価格及び基準評価値
- (9) 調査基準価格
- (10) 価格による失格基準
- (11) 工事担当課

(技術提案等の評価理由の説明)

第14条 入札者は、前条に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、当該入札者本人における技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面（様式自由）により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(成田市総合評価一般競争入札試行要綱の廃止)

2 成田市総合評価一般競争入札試行要綱（平成20年8月22日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要綱の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。